

## 桑名市文化協会 後援名義の使用について

### 1. 趣旨

後援とは、文化協会が他の団体等が行う事業に賛意を示すことを言います。

### 2. 目的

様々な文化活動に賛意を示すことにより地域文化の振興を図り、文化の薫り高い地域社会の形成を目指すことを目的とします。

### 3. 許可の条件

後援名義の使用を認める対象は、次に掲げる事業とし、宗教的または政治的な宣伝意図を有しないもの、人権を損なわないものとしします。

また、事業の実施に当たっては、事故防止対策・公衆衛生対策などに十分な措置を講じてください。

ア. 芸術文化の創作及び発表に関するもの

イ. 伝統文化の保存・継承に関するもの

ウ. 芸術文化の研修及び普及に関するもの

エ. 国際文化交流の促進に関するもの

### 4. 条件

名義の使用のみとし、チラシ、ポスター等に「後援 桑名市文化協会」と記載してください。

### 5. 申請の手続き

主催者は、桑名市文化協会宛に後援名義使用申請書を提出して下さい。

### 6. 決定

後援名義使用許可の決定については、文化協会会長が「許可の条件」に基づいて決定し、主催者に文面にてお知らせします。

### 7. 変更

申請の内容に変更のあった場合は、速やかに変更届を提出してください。

### 8. 取り消し

許可を受けたものが事業を行うにあたり、許可条件等に違反すると認めた場合や不適当な行為があると認めた場合は、文化協会はこの許可を取り消すことができます。

### 9. 実施報告

後援名義使用許可事業が終了した後、1ヶ月以内に報告書を提出して下さい。